

## Topics | トピックス

- ◆ 年金委員の協力を得た政府管掌年金事業の運営について
- ◆ 2022年4月からの年金生活者支援給付金について支給金額のお知らせを発送
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料の臨時特例措置が延長
- ◆ 2021年度の国民年金の加入・保険料納付状況 ～最終納付率は78.0%～
- ◆ 2022年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.2%

### ◆ 年金委員の協力を得た政府管掌年金事業の運営について

厚生労働省は2022年6月3日、日本年金機構理事長に宛てて年管発0331第4号（2022年3月31日付）「年金委員の協力を得た政府管掌年金事業の運営について（要請）」により、政府管掌年金事業を運営するにあたり、年金委員（職域・地域）の協力を得ることを要請したことを公表した。その際、年金委員の位置付けや役割等を理解していただくことをお願いした。

また、厚生労働省は、地方厚生（支）局長に宛てて「年管発0331第5号（2022年3月31日付）「年金委員の協力を得た政府管掌年金事業の運営について」を通知し、日本年金機構との連携・協力をお願いした。

#### 【年金委員の位置付け】

- (1) 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として日本年金機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる（日本年金機構法第30条第1項）。
- (2) 年金委員は、政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業 に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う（同条第2項）。
- (3) 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならず、年金委員でなくなった後においても、同様とする（同条第4項）。
- (4) 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない（同条第5項）が、国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる（同条第6項）。

#### 【年金委員に期待される役割】

- (1) 年金委員は、主に厚生年金保険の適用事業所のような職域を基盤として活動する職域型年金委員と、主に自治会のような地域を基盤として活動する地域型年金委員とに区分される。
- (2) 職域型年金委員については、各自の経験や職域の実情に応じ、事業主または被保険者の相談に応じて年金事務所の窓口を紹介するなど、職域と政府管掌年金事業とを媒介する役割が期待される。
- (3) 地域型年金委員については、各自の経験や地域の実情に応じ、被保険者または受給権者の相談に応じて市区町村又は年金事務所の窓口を紹介するなど、地域と政府管掌年金事業とを媒介する役割が期待される。

## 【年金委員の活動を支援する日本年金の取組み】

日本年金機構には、年金委員の活動を支援するため、職域や地域の事情に応じた取組みを推進することが求められる。

- (1) 厚生労働省と連携しながら、年金委員に対し、Web会議ツールを活用した研修会等を通じ、下記政府管掌年金事業に関する情報をわかりやすく提供する。
  - 制度趣旨
  - 制度改正
  - 電子申請
  - 「ねんきんネット」、「ねんきん定期便」
  - 届出、請求手続
  - 保険料納付
  - 「ねんきん月間」、「年金の日」
  - 年金相談 など
- (2) 市区町村、関係団体等と連携しながら、年金委員に対し、都道府県単位で開催される連絡会、「地域年金事業運営調整会議」等を通じ、年金委員の活動事例を共有するなど、年金委員が相互に連携して円滑に活動する環境を整備する。
- (3) 新たな年金委員の委嘱に資するよう、市区町村、関係団体等に対し、年金委員の推薦を働き掛けるとともに、ホームページ等を通じ、年金委員の活動事例等に関する情報を発信する。

## ◆ 2022年4月からの年金生活者支援給付金について支給金額のお知らせを発送

日本年金機構は、年金生活者支援給付金の受給者に宛てて、2022年4月からの支給金額をお知らせする「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書・振込通知書」（図1）を2022年6月6日に発送した。なお、2022年5月に改定後の支給金額で支払いが発生する人には、同年5月6日に発送済み。

2022年度の年金生活者支援給付金の給付基準額は前年度よりマイナス0.2%の減額改定となる（表1）。また、老齢年金生活者支援給付金の支給金額は、国民年金保険料免除期間がある場合に、老齢基礎年金額の引き下げに伴う改定（引き下げ）も行われる。

<図1> 「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書・振込通知書」（一体となったもの）

(表面)

<p>料金後納郵便</p> <p>親展</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>大切なお知らせ</p> <p>差出人 <b>日本年金機構</b> 〒108-8505 東京都港区赤坂南井戸西三丁目9番4号 Japan Pension Service</p> <p>令和4年6月1日</p> <p>厚生労働大臣 印影</p> <p>※ 封筒裏面にあります。矢印の方向をしっかりと見ていただき、封筒を正しく開封してください。</p>	<p>①年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書</p> <p>(この通知書は、支給金額を証するものですので大切に保管してください。)</p> <p>令和4年4月分からお支払いする支給金額は以下のとおりとなります。なお、この支給金額は、令和4年6月(4、5月分)からのお支払いとなります。(※定内容に関しては、裏面②をお読みください。)</p> <p>給付金の種類 年金生活者支援給付金</p> <table border="1"> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎受給者氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>支給金額(月額)</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>厚生労働大臣 印影</p>	基礎年金番号		支給金額(月額)	円	<p>②年金生活者支援給付金 振込通知書</p> <p>(初回振込予定日) 令和4年6月15日</p> <p>以下の金額を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。振り込みは 年 月から 年 月までの各債数月に行われます。(裏面②の振込予定日をご参照ください。)</p> <p>給付金の種類 年金生活者支援給付金</p> <table border="1"> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎受給者氏名</p> <p>◎振込先</p> <p>◎給付金支払額及び振込額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年 月の振込額</th> <th>年 月からの 月の各期振込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付金支払額</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>調整額</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>振込額</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省 官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長 印影</p>	基礎年金番号			年 月の振込額	年 月からの 月の各期振込額	給付金支払額	円	円	調整額	円	円	振込額	円	円
基礎年金番号																				
支給金額(月額)	円																			
基礎年金番号																				
	年 月の振込額	年 月からの 月の各期振込額																		
給付金支払額	円	円																		
調整額	円	円																		
振込額	円	円																		

(裏面)

年金生活者支援給付金に関するお問い合わせは  
『給付金専用ダイヤル』へ

0570-05-4092

受付時間  
月曜日～金曜日 午前8:30～午後7:00  
土曜日～日曜日 午前8:30～午後5:15  
年末年始 午前9:30～午後4:15

お問い合わせの際は、**高齢年金受給者**がわかるものをご用意ください。

日本年金機構のホームページでは、年金生活者支援給付金に関する手続き方法を詳しくご案内しています。

<https://www.nenkin.go.jp/>

① 令和4年度の年金生活者支援給付金の支給金額

年金生活者支援給付金の給付標準額は、前年度の水準に引き上げ、毎年改定を行うことになっており、令和4年度は昨年年度からの改定が完了しています。

給付金の種類	給付標準額
高齢年金生活者支援給付金	5,020円 <sup>※1</sup>
障害年金生活者支援給付金	1級 6,275円 2級 5,020円
遺族年金生活者支援給付金	5,020円 <sup>※2</sup>

※1 障害の等級が2級の障害とならない場合があります。  
※2 障害年金の等級が1級または2級となります。

② 年金生活者支援給付金の振込予定日

年金生活者支援給付金の支払日は年金と同じ期間の毎月15日です。ただし、17日が休日、18日が祝日又は日曜日の場合は、その直前の金曜日の振込となります。

令和4年	令和5年
6月15日(4月・5月分)・8月15日(6月・7月分)	6月15日(4月・5月分)・8月15日(6月・7月分)
10月14日(8月・9月分)・12月15日(10月・11月分)	10月14日(8月・9月分)・12月15日(10月・11月分)

<表1> 支援給付金の2022年度給付基準額

	2022年度(月額)	2021年度(月額)
高齢年金生活者支援給付金	5,020円 <sup>※1</sup>	5,030円 <sup>※1</sup>
障害年金生活者支援給付金	1級 6,275円 2級 5,020円	1級 6,288円 2級 5,030円
遺族年金生活者支援給付金	5,020円 <sup>※2</sup>	5,030円 <sup>※2</sup>

- ※1 この額は基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されるため、支給金額は0.2%の減額とならない場合がある。
- ※2 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、この基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる。

## ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料の臨時特例措置が延長

日本年金機構は2022年6月17日、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予の申請手続きが、2021年度に引き続き2022年度も延長されることを公表した。2022年度免除・納付猶予申請の受付は、2022年7月1日から開始される。

### 【臨時特例による国民保険料の免除・猶予、学生納付特例申請の対象となる人】

次の①②の両方を満たした人が対象となる。

- 2020年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- 2020年2月以降の所得等の状況から見て、当年度中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

※2021年度以前分の臨時特例免除を申請した人も、改めて2022年度分の申請が必要となる。  
 ※2022年度の臨時特例措置による学生納付特例を申請する場合は、2021年1月以降で収入が減少した月が対象となる。

【対象期間】

2022年2月分以降の国民年金保険料が対象となる、申請できる期間は申請書を受理した月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)までとなる。

- 免除猶予の対象期間 : 2022年度分 (2022年7月~2023年6月)
- 学生納付特例の対象期間 : 2022年度分 (2022年4月~2023年3月)

【申請の受付開始日】

- 2022年度免除・納付猶予申請は 2022年7月1日から
- 2022年度学生納付特例申請は 2022年4月1日から

◆ 2021年度の国民年金の加入・保険料納付状況 ~最終納付率は78.0%~

厚生労働省は2022年6月23日、「2021年度の国民年金の加入・保険料納付状況について~2021年度最終納付率は78.0%~」を公表した。

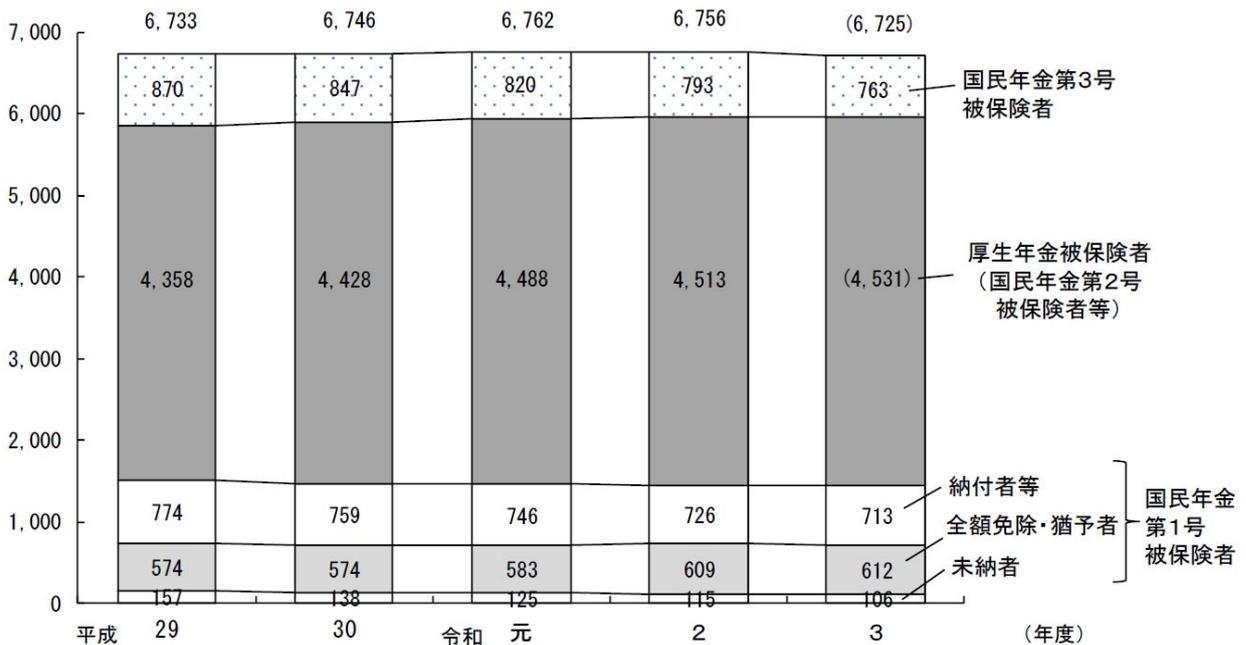
【被保険者の動向】

国民年金第1号被保険者数(任意加入被保険者数を含む)は、2021年度末で1,431万人と、前年度末と比べ約18万人減少している。公的年金全体の加入者数は6,725万人だが、このうち、約1.6%の106万人は未納者<sup>※1</sup>となっている(図2)。また、保険料の免除(全額・一部)と納付猶予を受けた人は計647万人で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり過去最多となっている。

※1 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24カ月の保険料が未納となっている人をいう。

<図2> 公的年金加入者の推移

(単位:万人)



※納付者等の人数は、任意加入被保険者数を含む国民年金第1号被保険者数から未納者数、全額免除・猶予者数を差し引いて算出したもの。

※上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

## 【保険料納付状況】

2021年度の最終納付率（2019年度分保険料）は78.0%で、2020年度最終納付率（2018年度分保険料）から0.8ポイントの上昇、2019年度の現年度納付率（2019年度分保険料）から8.7ポイントの上昇となっている。

都道府県別にみると、2021年度最終納付率が高かった上位3県は島根、新潟、富山で、低かった下位3都府県は沖縄、大阪、東京となっている。前年度最終納付率との変化に着目すると、すべての都道府県で上昇しているが、上昇幅が大きかった上位3県は、沖縄、山梨、宮城となっている。

## ◆ 2022年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.2%

厚生労働省は2022年6月24日、2022年4月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【2019年4月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3%増の77.2%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は846万月で、納付月数は653万月。

### 【2020年4月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.0%増の78.2%であった。納付対象月数は802万月で、納付月数は628万月。

### 【2021年4月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は77.0%であった。納付対象月数は794万月で、納付月数は611万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.9%となっている。